

## 第 63 号議案

令和 5 年 2 月 1 日

試 験 課

### 臨時的任用職員設置要綱の制定等に関する承認について

標記の件について、任命権者から申請のあった下記 1 の臨時的任用職員設置要綱の制定については、申請（別添 1）のとおり承認し、下記 2 の東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱外 2 件の一部改正については、申請（別添 2）のとおり承認する。

#### 記

- 1 臨時的任用職員設置要綱の制定（別添 1）
  - （1）東京都教育委員会臨時的任用職員設置要綱
  - （2）東京都公立学校等臨時的任用職員設置要綱
  - （3）東京都議会議会局臨時的任用職員設置要綱
  - （4）東京都監査事務局臨時的任用職員設置要綱
  - （5）東京都選挙管理委員会事務局臨時的任用職員設置要綱
  - （6）東京都人事委員会事務局臨時的任用職員設置要綱
  - （7）東京海区漁業調整委員会事務局臨時的任用職員設置要綱
  - （8）東京都交通局臨時的任用職員設置要綱
  - （9）東京都水道局臨時的任用職員設置要綱
  - （10）東京都下水道局臨時的任用職員設置要綱
  
- 2 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱外 2 件の一部改正（別添 2）
  - （1）東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱
  - （2）妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱
  - （3）東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱

4教総第2387号

令和5年1月27日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公印省略)

東京都教育委員会臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都教育委員会臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

令和5年1月27日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公印省略)

東京都公立学校等臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都公立学校等臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の育児休業や病気休職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三宅 しげき

( 公 印 省 略 )

東京都議会議会局臨時的任用職員設置要綱の承認について (申請)

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 3 第 1 項及び職員の臨時的任用に関する規則 (昭和 28 年東京都人事委員会規則第 5 号) 第 2 条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都議会議会局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

茂 垣 之 雄

( 公 印 省 略 )

東京都監査事務局臨時的任用職員設置要綱の承認について (申請)

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 3 第 1 項及び職員の臨時的任用に関する規則 (昭和 28 年東京都人事委員会規則第 5 号) 第 2 条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都監査事務局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

(公印省略)

東京都選挙管理委員会事務局臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都選挙管理委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会委員長

青 山 侑

( 公印省略 )

東京都人事委員会事務局臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）第2条の規定に基づき申請します。

#### 記

##### 1 制定する要綱

東京都人事委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

##### 2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

##### 3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文  
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会事務局臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京海区漁業調整委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり



東京都人事委員会 殿

東京都交通局長

武市 玲子

(公印省略)

東京都交通局臨時的任用職員設置要綱の承認について(申請)

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則(昭和28年東京都人事委員会規則第5号)第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都交通局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

4 水職人第 9 9 5 号  
令和 5 年 1 月 2 7 日

東京都人事委員会 殿

東京都水道局長

古 谷 ひ ろ み

( 公 印 省 略 )

東京都水道局臨時的任用職員設置要綱の承認について (申請)

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 3 第 1 項及び職員の臨時的任用に関する規則 (昭和 28 年東京都人事委員会規則第 5 号) 第 2 条の規定に基づき申請します。

#### 記

##### 1 制定する要綱

東京都水道局臨時的任用職員設置要綱

##### 2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

##### 3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都公営企業管理者  
下水道局長 奥山 宏二  
(公印省略)

東京都下水道局臨時的任用職員設置要綱の承認について(申請)

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項及び職員の臨時的任用に関する規則(昭和28年東京都人事委員会規則第5号)第2条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

東京都下水道局臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の病気休職や退職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱外 2 件の改正について (申請)

このことについて、下記のとおり要綱の改正を実施したいので、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 3 第 1 項及び職員の臨時的任用に関する規則 (昭和 28 年東京都人事委員会規則第 5 号) 第 2 条の規定に基づき申請します。

#### 記

#### 1 改正する要綱

- (1) 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱 (平成 18 年 8 月 17 日付 18 人委試第 133 号承認)
- (2) 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱 (昭和 61 年 3 月 26 日付 60 人委試第 336 号承認)
- (3) 東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱 (昭和 54 年 7 月 30 日付 54 人委試第 548 号承認)

#### 2 改正理由

臨時的任用の全庁的な拡大に伴い、教育職員の臨時的任用に関する上記 1 の要綱について規定を整備する必要があるため

#### 3 改正内容

別紙「改正案文」及び「新旧対照表」のとおり

#### 4 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

要 綱 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

1 臨時的任用職員設置要綱の制定

- (1) 東京都教育委員会臨時的任用職員設置要綱 (2 頁)
- (2) 東京都公立学校等臨時的任用職員設置要綱 (3 頁)
- (3) 東京都議会議会局臨時的任用職員設置要綱 (5 頁)
- (4) 東京都監査事務局臨時的任用職員設置要綱 (6 頁)
- (5) 東京都選挙管理委員会事務局臨時的任用職員設置要綱 (7 頁)
- (6) 東京都人事委員会事務局臨時的任用職員設置要綱 (8 頁)
- (7) 東京海区漁業調整委員会事務局臨時的任用職員設置要綱 (9 頁)
- (8) 東京都交通局臨時的任用職員設置要綱 (10 頁)
- (9) 東京都水道局臨時的任用職員設置要綱 (11 頁)
- (10) 東京都下水道局臨時的任用職員設置要綱 (12 頁)

## 東京都教育委員会臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年東京都条例第 148 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第 2 条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表 3 に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第 3 条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第 4 条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表 1 の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する 1 級職とする。ただし、一般基準別表 3 に規定する医師及び歯科医師にあつては、一般基準別表 1 の職務分類基準（Ⅰ）に規定する 3 級職とする。

### (資格要件)

第 5 条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表 7、別表 8、別表 9、別表 9 の 4 及び別表 10（福祉の職種については別表 9）を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第 6 条 臨時的任用職員の任期は、6 月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き 1 回に限り、6 月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め 2 会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第 6 条第 1 項第 2 号又は配偶者同行休業条例第 9 条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第 7 条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 東京都公立学校等臨時的任用職員設置要綱

令和5年〇月〇日  
教育長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

- 一 東京都公立学校において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項及び第3項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員
- 二 東京都学校経営支援センターにおいて地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員

## (臨時的任用職員の任用を行う職種)

第2条 臨時的任用職員の任用を行う職種は、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

## (臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

## (職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する1級職とする。ただし、一般基準別表3に規定する医師及び歯科医師にあつては、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）に規定する3級職とする。

## (資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、当該職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。

- 2 前項の基準を定めるに当たっては、一般基準別表7から別表10までを参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

## (任期)

第6条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき任用される者に限る。）の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条1項及び職員の配偶者同行休業に関する条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業、妊娠出産休暇又は配偶者同行休業の期間を限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。
- 3 臨時的任用職員の任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

## (身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



## 東京都議会議会局臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年東京都条例第 148 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第 2 条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表 3 に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第 3 条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第 4 条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表 1 の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する 1 級職とする。

### (資格要件)

第 5 条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表 9 及び別表 10 を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

- 第 6 条 臨時的任用職員の任期は、6 月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き 1 回に限り、6 月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め 2 会計年度にわたってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第 6 条第 1 項第 2 号又は配偶者同行休業条例第 9 条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。
  - 3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第 7 条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 東京都監査事務局臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年東京都条例第 148 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第 2 条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表 3 に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第 3 条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第 4 条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表 1 の職務分類基準（I）に規定する 1 級職とする。

### (資格要件)

第 5 条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第 6 条 臨時的任用職員の任期は、6 月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き 1 回に限り、6 月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め 2 会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第 6 条第 1 項第 2 号又は配偶者同行休業条例第 9 条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第 7 条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 東京都選挙管理委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年東京都条例第 148 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第 2 条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表 3 に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第 3 条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第 4 条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表 1 の職務分類基準（I）に規定する 1 級職とする。

### (資格要件)

第 5 条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第 6 条 臨時的任用職員の任期は、6 月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き 1 回に限り、6 月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め 2 会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第 6 条第 1 項第 2 号又は配偶者同行休業条例第 9 条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第 7 条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東京都人事委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

(臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

(職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（I）に規定する1級職とする。

(資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表9を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

(任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

(身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

東京海区漁業調整委員会事務局臨時的任用職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

(臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

(職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（I）に規定する1級職とする。

(資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表9を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

(任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

(身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 東京都交通局臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅲ）に規定する1級職とする。ただし、一般基準別表3に規定する医師にあつては、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）に規定する3級職とする。

### (資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表8及び別表11を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規程等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 東京都水道局臨時的任用職員設置要綱

令和 5 年 月 日  
4 水 職 人 第 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する1級職とする。

### (資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表9及び別表10を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規程等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 東京都下水道局臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する1級職とする。

### (資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表10を参酌するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規程等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



改正案文一覧

～ 目 次 ～

- 2 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱外2件の一部改正
  - 1 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱（2頁）
  - 2 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱（4頁）
  - 3 東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱（6頁）

## 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定に基づき臨時的に任用する教員（以下「臨時的任用教員」という。）の任用、その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 臨時的任用を行う職

- (1) 東京都教育委員会は、欠員が生じた職に応じて次項の職として臨時的任用を行う。
- (2) 臨時的任用の対象は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。

### 3 臨時的任用を行う場合

臨時的任用教員の任用は、常時勤務を要する職に欠員（妊娠出産休暇及び育児休業に伴う欠員の場合を除く。以下同じ。）が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### 4 任用対象者

別に定める応募資格を満たす次に掲げる者の中から任用する。

- (1) 前年度の東京都採用選考受験者において、一定の能力実証があり、あらかじめ臨時的任用を希望した者
- (2) 東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者名簿に任用予定期間を通じて登載されている者

### 5 任用期間

臨時的任用の期間は、6月を超えない期間とする。ただし、6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

### 6 身分取扱い、勤務条件等

- (1) 臨時的任用教員の身分取扱い、勤務条件等については、条例、規則等に定めのあるものを除いて一般教員と同様とする。
- (2) 臨時的任用教員については、任用期間中昇給は行わない。
- (3) 臨時的任用教員の年次有給休暇については、任用期間に応じて「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」（平成7年東京都教育委員会規則第5号）第14条別表第3により付与するものとする。
- (4) 臨時的任用教員については、育児休業は認めない（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第2条）。ただし、部分休業は可能である（法第19条第1項、条例第13条）。
- (5) 臨時的任用教員は、臨時的任用の期間が満了した場合には、任用期間の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### 7 その他

この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に勤務する女子の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（以下「女子教員」という。）が、出産予定日前に妊娠後期の妊娠に起因する症状（妊娠に伴う併発症を含む。）を事由として妊娠症状対応休暇、病気休暇及び年次有給休暇（以下「病気休暇等」という。）で休養することに伴い、臨時的に任用される教員（以下「臨時的任用教員」という。）を任用する場合に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象及び臨時的任用教員の任用期間)

第2 女子教員が出産予定日前に妊娠出産休暇（多胎妊娠による場合は除く。）による8週間を超える当該妊娠出産休暇に引き続く期間に、妊娠後期における妊娠に起因する症状を事由として病気休暇等で休養（医師の診断書に基づき妊娠に起因する症状が確認でき、かつ医師により安静を指示された場合に限る。）し、児童・生徒に直接関わる授業等継続的な教育活動に支障が生ずる場合には、医師の指示した休養期間のうち2週間以内の期間について臨時的任用教員を任用できる。

この場合において、臨時的任用教員を任用した期間に引き続く前2日以内の期間に、同一教員の任用により、当該女子教員との間で引継ぎが可能な場合は、「東京都公立学校教員の妊娠出産休暇又は育児休業に伴う引継実施要綱」を準用して引継ぎができる。

### (臨時的任用の除外期間)

第3 病気休暇等による休養期間が、次に掲げる期間に重なる場合は、臨時的任用教員は任用できない。ただし、休養する女子教員が当該期間を通じ授業等継続的な教育活動を行うことが予定されていた場合で、臨時的任用教員が当該女子教員の代替としてその教育活動を行うことが必要とされる場合は除く。

(1) 夏季、冬季、春季の各休業日

(2) 女子教員の病気休暇等による休養期間の全期間が、国民の祝日、日曜日、土曜日、都民の日、開校記念日等（1）以外の休業日に重なった場合にあっては、当該期間

### (臨時的任用教員の任用手続)

第4 女子教員の病気休暇等による休養期間に臨時的任用教員の任用を行う場合は、当該女子教員の休養の事由及び休養開始日を記した医師の診断書を提出しなければならない。

### (臨時的任用教員の任用資格等)

第5 臨時的任用教員の職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職とする。

2 臨時的任用教員の職名は、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭又は養護助教諭とする。

3 臨時的任用教員の任用資格は、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用する教諭、養

護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭の選考と同じとする。

- 4 臨時的任用教員の身分取扱い及び勤務条件については、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用される教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭の例による。

(臨時的任用教員の任用)

- 第6 臨時的任用教員は、当該臨時的任用教員を任用する事由を生じた女子教員の妊娠出産休暇の期間に臨時的に任用する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭をもって任用する。

(補則)

- 第7 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 東京都公立学校教員の妊娠出産休暇又は育児休業に伴う引継実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、東京都の公立学校に勤務する教員の妊娠出産休暇又は育児休業による臨時的欠員の補充にあたって、妊娠出産休暇又は育児休業を承認された教員と当該教員の代替として臨時的任用される者（以下「代替教員」という。）との間における引継ぎについて必要な事項を定め、もって学校教育における児童・生徒の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。

### (対象)

第2 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（以下「教員」という。）であって、妊娠出産休暇又は育児休業を承認された教員と代替教員との間における引継ぎとする。

### (引継内容)

第3 妊娠出産休暇又は育児休業を承認された教員と代替教員との間における引継内容については、別表に準じて校長が定めるものとする。

### (引継期間)

第4 妊娠出産休暇又は育児休業の期間の前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。

### (任用等)

第5 引継期間には教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭又は養護助教諭を臨時的に任用する。  
2 前項で任用される教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭又は養護助教諭（以下「引継教員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する「臨時的任用」の教員とする。  
3 引継教員は、代替教員をもって任用する。4 引継教員の身分取扱い、勤務条件等については、代替教員の例による。

### (補則)

第6 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和55年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

参考

改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱（2頁）
- 2 妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱（3頁）
- 3 東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱（5頁）



東京都公立学校教員の臨時的任用に関する要綱（平成18年8月17日付18人委試第133号承認）新旧対照表

改 正	現 行
1 （現行のとおり）	1 （略）
<p>2 臨時的任用を行う職</p> <p><u>（1）東京都教育委員会は、欠員が生じた職に応じて次項の職として臨時的任用を行う。</u></p> <p><u>（2）</u>臨時的任用の対象は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の教諭、養護教諭、<u>栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</u>とする。</p>	<p>2 臨時的任用を行う職</p> <p>臨時的任用の対象は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教諭<u>及び</u>養護教諭とする。</p>
3 （現行のとおり）	3 （略）
<p>4 任用対象者</p> <p><u>別に定める応募資格を満たす</u>次に掲げる者の中から任用する。</p> <p>（1） （現行のとおり）</p> <p>（2） <u>東京都公立学校臨時的任用教員採用候補者名簿に任用予定期間を通じて登載されている者</u></p>	<p>4 任用対象者</p> <p><u>必要な教員免許状を有する</u>次に掲げる者の中から任用する。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>その他東京都教育委員会が特別に認めた者</u></p>
5 から 7 まで （現行のとおり）	5 から 7 まで （略）

妊娠後期における妊娠に起因する病気休暇等に伴う臨時的任用教員取扱要綱（昭和61年3月26日付60人委試第336号承認）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の<u>前期課程</u>及び特別支援学校に勤務する女子の<u>主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭</u>（以下「<u>女子教員</u>」という。）が、出産予定日前に妊娠後期の妊娠に起因する症状（妊娠に伴う併発症を含む。）を事由として妊娠症状対応休暇、病気休暇及び年次有給休暇（以下「病気休暇等」という。）で休養することに伴い、臨時的に<u>任用される</u>教員（以下「<u>臨時的任用教員</u>」という。）を任用する場合に<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(対象及び臨時的任用教員の任用期間)</p> <p>第2 女子教員が出産予定日前に妊娠出産休暇（多胎妊娠による場合は除く。）による8週間を超える当該妊娠出産休暇に引き続く期間に、妊娠後期における妊娠に起因する症状を事由として病気休暇等で休養（医師の診断書に基づき妊娠に起因する症状が確認でき、かつ医師により安静を指示された場合に限る。）し、児童・生徒に直接関わる授業等継続的な教育活動に支障が生ずる場合には、医師の指示した休養期間のうち2週間以内の期間について臨時的任用教員を任用できる。</p> <p>この場合において、臨時的任用教員を任用した期間に引き続く前2日以内の期間に、同一教員の任用により、当該女子教員との間で引継ぎが可能な場合は、「東京都公立学校教員の<u>妊娠出産休暇又は育児休業</u>に伴う引継実施要綱」を準用して引継ぎができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する女子教員（<u>教諭及び養護教諭に限る。</u>）が、出産予定日前に妊娠後期の妊娠に起因する症状（妊娠に伴う併発症を含む。）を事由として妊娠症状対応休暇、病気休暇及び年次有給休暇（以下「病気休暇等」という。）で休養することに伴い、臨時的に教員（以下「<u>臨時的任用教員</u>」という。）を任用する場合に<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(対象及び臨時的任用教員の任用期間)</p> <p>第2 女子教員が出産予定日前に妊娠出産休暇（多胎妊娠による場合は除く。）による8週間を超える当該妊娠出産休暇に引き続く期間に、妊娠後期における妊娠に起因する症状を事由として病気休暇等で休養（医師の診断書に基づき妊娠に起因する症状が確認でき、かつ医師により安静を指示された場合に限る。）し、児童・生徒に直接関わる授業等継続的な教育活動に支障が生ずる場合には、医師の指示した休養期間のうち2週間以内の期間について臨時的任用教員を任用できる。</p> <p>この場合において、臨時的任用教員を任用した期間に引き続く前2日以内の期間に、同一教員の任用により、当該女子教員との間で引継ぎが可能な場合は、「東京都公立学校教員の<u>産休・育休</u>に伴う引継実施要綱」を準用して引継ぎができる。</p>

改 正	現 行
<p>(臨時的任用の除外期間)</p> <p>第3 病気休暇等による休養期間が、次に掲げる期間に重なる場合は、臨時的任用教員は任用できない。ただし、休養する女子教員が当該期間を通じ授業等継続的な教育活動を行うことが予定されていた場合で、臨時的任用教員が当該女子教員の代替としてその教育活動を行うことが必要とされる場合は除く。</p> <p><u>(1)</u> 夏季、冬季、春季の各休業日</p> <p><u>(2)</u> 女子教員の病気休暇等による休養期間の全期間が、国民の祝日、日曜日、土曜日、都民の日、開校記念日等 <u>(1)</u> 以外の休業日に重なった場合にあっては、当該期間</p> <p>(臨時的任用教員の任用手続)</p> <p>第4 (現行のとおり)</p> <p>(臨時的任用教員の任用資格等)</p> <p>第5 臨時的任用教員の職は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職とする。</p> <p>2 臨時的任用教員の職名は、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭又は養護助教諭とする。</p> <p>3 臨時的任用教員の任用資格は、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用する教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭及び養護助教諭の選考と同じとする。</p> <p>4 臨時的任用教員の身分取扱い及び勤務条件については、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用される教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭及び養護助教諭の例による。</p> <p>(臨時的任用教員の任用資格等)</p> <p>第6 臨時的任用教員は、当該臨時的任用教員を任用する事由を生じた女子教員の妊娠出産休暇の期間に臨時的に任用する教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭及び養護助教諭をもって任用する。</p> <p>第7 (現行のとおり)</p>	<p>(臨時的任用の除外期間)</p> <p>第3 病気休暇等による休養期間が、次に掲げる期間に重なる場合は、臨時的任用教員は任用できない。ただし、休養する女子教員が当該期間を通じ授業等継続的な教育活動を行うことが予定されていた場合で、臨時的任用教員が当該女子教員の代替としてその教育活動を行うことが必要とされる場合は除く。</p> <p>ア 夏季、冬季、春季の各休業日</p> <p>イ 女子教員の病気休暇等による休養期間の全期間が、国民の祝日、日曜日、土曜日、都民の日、開校記念日等ア以外の休業日に重なった場合にあっては、当該期間</p> <p>(臨時的任用教員の任用手続)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(臨時的任用教員の任用資格等)</p> <p>第5 <u>1</u> 臨時的任用教員の職は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職とする。</p> <p>2 臨時的任用教員の職名は、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭とする。</p> <p>3 臨時的任用教員の任用資格は、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用する教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭の選考と同じとする。</p> <p>4 臨時的任用教員の身分取扱い及び勤務条件については、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用される教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭の例による。</p> <p>(臨時的任用教員の任用資格等)</p> <p>第6 臨時的任用教員は、当該臨時的任用教員を任用する事由を生じた女子教員の妊娠出産休暇の期間に臨時的に任用する教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭をもって任用する。</p> <p>第7 (略)</p>

東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱（昭和54年7月30日付54人委試第548号承認）新旧対照表

改 正	現 行
<p>東京都公立学校教員の<u>妊娠出産休暇又は育児休業</u>に伴う引継実施要綱</p> <p>（目的） 第1 この要綱は、東京都の公立学校に勤務する教員の妊娠出産休暇又は育児休業による臨時的欠員の補充にあたって、<u>妊娠出産休暇又は育児休業を承認された</u>教員と<u>当該</u>教員の代替として<u>臨時的</u>任用される者（以下「<u>代替教員</u>」という。）との間における引継ぎについて必要な事項を定め、もって学校教育における児童・生徒の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。</p> <p>（対象） 第2 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校<u>の前期課程</u>及び特別支援学校に勤務する<u>主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭</u>（以下「教員」という。）で<u>あって、妊娠出産休暇又は育児休業を承認された</u>教員と<u>代替教員</u>との間における引継ぎとする。</p> <p>（引継内容） 第3 <u>妊娠出産休暇又は育児休業を承認された</u>教員と<u>代替教員</u>との間における引継内容については、別表に準じて校長が定めるものとする。</p> <p>（引継期間） 第4 <u>妊娠出産休暇又は育児休業</u>の期間の前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。</p>	<p>東京都公立学校教員の産休・育休に伴う引継実施要綱</p> <p>（目的） 第1 この要綱は、東京都の公立学校に勤務する教員の妊娠出産休暇（以下「産休」という。）又は育児休業（以下「育休」という。）による臨時的欠員の補充にあたって、<u>産休又は育休となる教員と産休又は育休となる教員の代替として任用される者</u>（以下「<u>産休代替教員</u>」又は「<u>育休代替教員</u>」という。）との間における引継ぎについて必要な事項を定め、もって学校教育における児童・生徒の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。</p> <p>（対象） 第2 都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教諭及び養護教諭（以下「教員」という。）で、<u>産休又は育休となる教員と産休代替教員又は育休代替教員</u>との間における引継ぎとする。</p> <p>（引継内容） 第3 <u>産休又は育休となる教員と産休代替教員又は育休代替教員</u>との間における引継内容については、別表に準じて校長が定めるものとする。</p> <p>（引継期間） 第4 <u>産休又は育休</u>の期間の前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。</p>

改 正	現 行
<p>(任用等)</p> <p>第5 引継期間には教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭又は養護助教諭を臨時的に任用する。</p> <p>2 前項で任用される教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭又は養護助教諭（以下「引継教員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する「臨時的任用」の<u>教員</u>とする。</p> <p>3 引継教員は、<u>代替教員</u>をもって任用する。</p> <p>4 引継教員の身分取扱い、勤務条件等については、<u>代替教員</u>の例による。</p>	<p>(任用等)</p> <p>第5 1 引継期間には教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭を臨時的に任用する。</p> <p>2 前項で任用される教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭（以下「引継教員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する「臨時的任用の<u>職員</u>」とする。</p> <p>3 引継教員は、<u>産休代替教員又は育休代替教員</u>をもって任用する。</p> <p>4 引継教員の身分取扱い、勤務条件等については、<u>産休代替教員及び育休代替教員</u>の例による。</p>
<p>第6 (現行のとおり)</p>	<p>第6 (略)</p>

<参考>

**○地方公務員法（抄）**

（臨時的任用）

第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

- 2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。
- 3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
- 6 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

**○職員の臨時的任用に関する規則（抄）**

（臨時的任用を行うことができる場合）

第二條 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、左の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第一号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、その承認があつたものとみなす。

- 一 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第十七條第一項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- 二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- 三 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者がいない旨又は当該職に係る採用候補者名簿において当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない旨の通知を受けた場合

別表 1

職務分類基準表

職務分類基準(I)

職務の級	職務
6 級職	局長及びこれに相当する職の職務
5 級職	部長及びこれに相当する職の職務
4 級職	課長及びこれに相当する職の職務
3 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務
2 級職	主任及びこれに相当する職の職務
1 級職	主事及びこれに相当する職の職務

(適用職種)

事務、法務、司書、史料編纂、通訳、速記、指導主事、管理主事、社会教育、福祉、心理、福祉技術、補装具製作

土木、建築、機械、電気、ICT、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、獣医、職業訓練、写真、体育指導、武道指導、音楽指導、鑑識技術、衛生監視、無線通信、運転免許試験、学芸研究、交通技術、理工技術、航空機械技術  
医師、歯科医師、薬剤、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、衛生検査、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線、医療技術、臨床検査

(R1.12.1)

職務分類基準(Ⅱ)

職務の級	職 務
4 級職	統括技能長及びこれに相当する職の職務
3 級職	技能長及びこれに相当する職の職務
2 級職	技能主任及びこれに相当する職の職務
1 級職	技能主事及びこれに相当する職の職務

(適用職種) 自動車運転、海技、自動車整備、機械管理、技能Ⅰ、技能Ⅱ、事務(業務)、業務

(H28. 4. 1)

職務分類基準(Ⅲ)

職務の級	職 務
6 級職	運輸管理職のうち、部長及びこれに相当する職の職務
5 級職	運輸管理職のうち、課長及びこれに相当する職の職務
4 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務
3 級職	助役及びこれに相当する職の職務
2 級職	グループリーダー及びこれに相当する職の職務
1 級職	運輸主事及びこれに相当する職の職務

(適用職種) 電車運輸、自動車運輸、運輸技術、運輸業務

(H28. 4. 1)